

新しい協同組合の企業形態と法制によせて —協同総研政策研究交流集会（1993年6月26日）講演記録—

池上 悅（京都府／京都大学経済学部教授）

はじめに

日本国憲法には「勤労の権利および義務」を規定した条文があり、制定時に right to work つまり「働く権利」という概念が初めて憲法論議に登場しました。

戦前における仕事をおこす運動は、ほとんどがお医者さんが中心で、いわゆる労働セツルメントとか医療セツルメントというものが日本の各地で生まれ、医療組合というものが、かなり広範に取り組まれたものの一つではないかと思います。農業や中小企業においても各地でそういう取り組みはありますが、戦争中はみな産業組合という形で、強権的に上から組織されました。ファシズム期には協同の組織が出てくることが多く、現在でも発展途上国の独裁国家には割合に多いのではないかと思います。

戦後、産業組合法が根本的に改組され、農協法、漁業組合法、企業組合法、そして生協法など、さまざまな法制の枠組みができていったわけです。

1. 「協同で仕事をおこす権利」 を法で認めること

戦後の仕事おこし運動の持っている意味を概括するのは大変むずかしいのですが、福祉の領域では、共同保育所運動や、障害者の共同作業所運動を発展させて、福祉法人等を持って行くという取り組みがありました。最近では、登校拒否等で苦しんでいる子どもたちのために学校をつくろうという動き——仕事をおこして学校をつくる、学校法人づくりの動きがあります。生活協同組合も急速に発展をしてきました。これらの分野では比較的取り組みやすかったと思います。

その中に、労働者協同組合と共通するものがい

くつかあったと考えられます。とくに福祉関係の仕事おこしは、独自の福祉サービスを創り出すことが必要になってきますので、一種の生産者協同組合的方向が追求されました。

財産形成という点では個人の財産でもない、国の財産でもない、独自の社会的財産、あるいは協同的財産とも称すべき財産（経済学で「クラブ財」と呼ぶ）が形成されてくるのが一つの特徴です。

もう一つの特徴は、その中から模索しながらも専門職者をつくりだしてきたことです。とくに保育では専門職資格を取ることが、たいへん大きな意味がありました。

このことは、協同で仕事をおこす権利を法で認めることができますが、同時に権利を生かす機会を社会が保障することが非常に大きな意味を持つということを示しております。営業の自由権という意味と、働く権利を保障していくという、つまり就業の機会を自らつくりだしていくという意味に分けられます。後者の働く権利とは、ある意味での職業選択の自由というものの中長線上にあるものと考えられます。つまり自らが自らに適合した個性的な仕事を個人が追求して、それを実現する権利を持っているという考え方です。

2. 「権利を生かす機会を 社会が保障する」こと

現行憲法が仕事をおこす権利を認め、基本的人権の一つとして認めていると仮定しますと、「権利を生かす機会を社会が保障する」ということが、次の段階の非常に大きな問題になります。個々人の権利に対する社会の責任を明確にすることが必要だということです。

法人格の確定と社会的資格制度の確立

このためには、いわゆる法人格の確定、とくに

所有権としてどのような位置づけを行なうかということの確定が必要になってきます。つまり非営利法人としての明確な権利というものを確立していくことです。これは、国家的所有でもないし、単なる個人的所有でもない、ある意味での社会的・所有、あるいは協同的所有というものを社会が認める、ということが必要です。

そして第2番目には、専門家としてそこで働く人々が有効な労働ができるように、教育を行ない、育成し、あるいは社会的資格制度を確立する、ということです。これは、広い意味での教育を受ける権利、および職業選択の自由権の拡大に当るものと考えられます。

この二つの権利でもって、権利を生かす機会を社会がどのように保障するか問われるわけです。

労働者協同組合の専門性とは

こうした資格制度や法人格が、労働者協同組合の場合、どのような意味で確立せられるべきかが問われてくることになります。労働者協同組合の場合の専門性とは、それでは何であるか——一つは、高齢者福祉事業に取り組んでこられた、福祉事業としての専門性という性質を持っている側面と、地域・文化活動、あるいは協同組合としての事業活動としての専門性、そういったものが複合して労働者協同組合の専門性というものを形成しているようです。

日本においては、企業の内部での資格制度が非常に発達しており、社会的な資格制度は必ずしも日本の企業では通用しない事が多く、むしろこういった非営利団体や公務のレベルでは資格制度が比較的、定着しつつあるというのが実情ではないか。そのような意味で権利を生かす機会を社会がどのように保障するかを、積極的な権利として主張していくべき段階にきていると考えられます。

3. 「協同組合が公共活動を行う

権利と責任を定めること」

「公共活動を行なう権利」とは

日本の行政は伝統的に住民の欲求に応えて何かをするという基本的な考え方よりは、上から与え

られた仕事を定型化してこなすというのが主体で、なかなか公共活動を行なう権利などというものを認めてくれません。

本当の意味で、住民のところに足を運んで社会サービスを行なっていく権利が、すべての働く人々に認められるべきであると思いますが、協同組合の場合には、活動内容そのものが営利が目的ではありませんので、当然、住民欲求に応えるためには高度の専門性がいるので、専門性を保障する労働というものが発達しなければなりません。

住民欲求というものは、単に放っておいて出てくるものではありませんので当然、教育活動による受容能力、つまり積極的なサービスを受け入れるだけの力を教育しませんと、住民欲求の充足は不可能です。文化的なものはとくにそうで、未成年、児童に対する教育というものなしには、文化活動などはできるわけがありません。

住民欲求の充足、専門性保障労働の発達、それから教育活動による受容能力の保障——こういったことが、協同組合活動の事業内容を規定してきます。このようなものに応えるのは、協同組合の当然の権利であり、かつまた社会に対する責任でもあります。つまり権利を生かす機会を社会が保障しているですから、当然、社会に対してかかる責任をもって一定の契約関係に入るということになります。そこでは社会的利益というのと、個人的な利益、あるいは個別的な利益というものを、協同組合組織が総合的に調整しながら、公共活動を行なっていくことを通じて、一人一人の生活をも保障しつつ、公共サービスに応えていくことになります。

4. 「社会による協同組合の 公共性の支援」

協同組合の活動に対して、それを公共性あるものと認め、それに正当なる評価を行なって、経済的にその行動が可能であるような仕組みを社会がつくるということが、今度は必要になります。

芸術活動団体の場合

芸術活動というのは、映画にせよ、音楽にせよ、

一種の社会的貢献を行なっているわけでして、一人一人の芸術家は、自己実現でやつたらいいやるわけですが、その結果というものは社会の大きな共通の利益になりますから、そのような意味で、非常に大きな社会的貢献をされているわけです。ところが、今の日本の社会は、なかなかそれを正に評価しようとしている。住民がまともに評価してくれたとしても、そんなに高い入場料を負担する能力はありませんので、入場料収入だけでは経費の半分も賄えない、というのが世界共通の傾向です。そうしますと、その残りはどうするのかという問題が出てきます。

協同組合がやったから公共性がただちに現われてくるかというと、場合によれば必ずしもうまくいかないことがあります。芸術活動でも同じことで、「実験芸術」というものがいっぱいあって、本当にそれがどんな意味を持っているかがわからない場合もよくあります。しかしながら、それは、芸術の世界では、「実験の権利」と言いまして、「実験の権利」を社会が認めようということになっています。

税制と補助金による支援

そういう実験する権利を含めて、人々が積極的に仕事をおこして、社会へサービスをしようという運動をおこしているとすれば、それに対して税制や補助金の面で支援をする。つまり、職業上の自立を認めて、その職業に専心できる条件を社会が保障していくということが必要になるわけです。

税制の場合は、納税者が協同組合に対して寄付金を出せば、それは納税のときに必要経費として認めて、あるいは基礎的控除の一部と認めて、課税対象金額から控除する、あるいは税額の控除を行なうという制度です。こういった制度を設けるということは、納税者に一種の選択権——つまり納税者として、直接政府に税金を払って公共サービスを期待するか、自分が育成したいと思う、公共活動を積極的にやっていて、法人格を持った組織体に寄付をして、それを育成するか、という選択権を与えることになります。

それから企業と言っても営利法人ではないです

から、税制上、税率で区別せよ、ということは当然のことです。

芸術団体の場合は寄付が大きいですね。労働者協同組合の場合、寄付税制というものを位置づけられておいた方がいいと思います。高齢者や障害者の場合、財産の寄贈というものは、非常に大きなウェイトを占めているもので、人間さびしく一人で死んでいくとしても、やはり、あとあと有効に財産を使うということは大事なことですから。多くの地域で自治体がそういうことに乗り出していくまして、高齢者の財産を寄付してもらって、それで福祉サービスをやるという。自治体の官僚に任せるよりは、皆さんにお任せした方が恐らくはいいのではないかと思うので、そういう意味での税制も整備していくことが必要です。

今日の協同組合の公共性

法人格を取ることは、社会に認めてもらうということと、補助金の窓口になるということの二つの意味があり、法人格を取れば当然、公益法人、あるいは協同組合法人としても公共性のある事業を行なう場合においては、これを補助の対象となすことができます。とくに公益法人の場合は、これは当然のことと考えられております。従って、自治体や政府からの支援というものをきちんと受け入れることが重要です。

普通の企業というのは、はっきり言えば、人件費を節約してどんどん新しい技術を入れて、高度化していくが、いくらでもビジネスできるわけですけれども、皆さん方の場合には、対人サービスが基本ですから、そんなに簡単に技術革新で首切って機械でやれと言ったって、それはちょっと無理というもので。逆にそうだから、社会が必要としているのに仕事がおこせていない領域がいっぱいあります。

したがって、人的サービスを中心とした事業体が、技術革新の成果をかたっぱしから導入するところとまともに競争した場合、必ずしも勝てるという保障はないわけです。今日の流通組織で、生活協同組合が生き残れるというのは、新しい生活様式をどんどん創り出して、質の高い、住民にと

っての積極的な公共性を持ったサービスを提供し
うるから生き残っていくのであって、単なる技術的
的な競争で生き残れるか、と言われば、それは
非常に困難であろうと思います。

協同の領域の拡大は歴史の流れ

長い目で見ますと、協同組合や公益団体は、絶
えず公共部門との密接な関係をもって発展する
いうことが必要であり、それは税制および補助金
によって支えられるというのは、当然のことだと
思います。

そして、そういう領域がどんどん増えていくこ
とが望ましいのであって、これから時代にそ
ういう組織のウェイトが高まるのであって、ノンプ
ロフィタブル・オーガニゼーション(非営利組織)
というものが世界的に見て、最も進んだ企業形態
であるとアメリカの経営学者ドラッカーも認めて
います。それは、この組織が仕事をおこすとい
うことを基礎にして、さまざまに権利を生かす機会
を社会に認めさせながら、発展せざるをえない組
織である関係で、最も切実な社会のニーズに応え
ているからです。

福祉や教育にしましても、皆さん方が取り組ん
でおられるような各種の領域も、ますます重要に
なってくることは言うまでもありません。しかも
その大半が対人サービスが中心で、容易に機械に
は置き換えていくシステムが特徴であることはご
承知の通りです。また逆に言えば専門性が必要で
あり、その専門性というものについて、ある社会的
な認知が必要であって、そういうものを社会が
積極的に認めてこれに一定の職業上の保障を確
立するということが強く求められるわけです。

地域づくりの主体としての位置づけ

このような運動に対して、社会が公共性を支援
する場合、税制と補助金だけではなくて、地域づ
くりの主体として位置づけるということが非常に
重要な公共性の認知です。

仕事をおこして地域をつくるという課題を政府
や自治体という、いわゆる行政組織が中心になっ
てやれるかというと、それは大変むずかしいわけ
です。それは一面から言うと官僚的な固さ、それ

から従来の地域の営利事業と密着した体質がある
ためです。地域計画等々において、協同組合や各
種の公益団体が積極的にそういう地域づくりの
主体として、言わば住民の団体として、公正に地
域を設計し、地域に対して長期的な計画を提示し
て、そこで仕事をおこしていく、ということが必
要になるわけです。

仕事をおこして地域をつくるということは、幅
広く公共的事業として、しかも地域づくりの主体
の一つとして位置付けて、さまざまな団体と協力
しながら地域づくりを設計するという、そしてそ
れを実行するという、ある意味での住民自治の中
身を構成するのですが、こういったものを考
えていくことが必要であると思います。

最後に—新しい法づくりのために—

今後、労働者協同組合や新しい協同組合のため
の法律をつくるとすれば、現行憲法の基本的な権
利を踏まえて、「協同で仕事をおこす権利」とい
うものを基本にしながら、「権利を生かす機会を
社会が保障する」という規定、とりわけ法人格、
資格制度が不可欠です。それから「協同組合が公
共活動を行なう権利と責任」を定め、「社会による
協同組合の公共性の支援」を確立していくこと、
とりわけ税制・補助金および地域づくりと関わつ
た法制の確立が必要ではなかろうかと思います。

自分たちがこれまで築きあげてきた仕事をもう
一度、権利と責任という視点から整理をして、ど
のような契約関係を政府と結んでいくか、という
視点から法というものを考えていただきますと、
法づくりは、非常に具体的な問題として出てくる
のではなかろうかと存じます。

(本稿は当日の録音記録をもとに、編集部の責任
で要約しました)